

つくばみらい市橋の愛称募集要領

1 目的

市が管理する橋に愛称を付けてもらうことで、その橋の愛着と安全な利用を高めていただくとともに、新たな財源の確保を目的とします。

2 応募資格

市が管理する橋に親しみと愛着を持って愛称を付けてくれる個人及び企業ならどなたでも応募できます（※1）。ただし、応募は1者1橋までとします。

3 対象の橋及び愛称の命名権料

【別紙1】募集対象の橋一覧のとおりです。

4 愛称の使用期間

愛称の使用期間は、現地に愛称入りの銘板を設置した日から令和11年3月31日（土）までとします。銘板の設置は市が行い、銘板を設置した日は、市ホームページで橋の位置図及び台帳と併せて公表します。

なお、愛称は公共の場等で正式な橋の名称として使用するものではありません。

5 命名権料の用途

橋に設置するための愛称入り銘板の製作等に要する費用及び市が管理する橋の維持管理に要する費用とします。愛称入り銘板は、使用期間終了後、命名者に贈呈します。

6 愛称名

公共の橋にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民の理解が得られるものであり、次に該当するものとします。

（1）愛称の最後の文字は、漢字の「橋」とします。（読み方は「はし」、「ばし」「きょう」のいずれかにしてください。）

（2）日本語または英語（アルファベット）により表記可能で、「橋」を含めて合計10文字以内とします。

（3）企業ロゴ、マーク、記号などは愛称に使用できません。

(4) 第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の第三者の知的財産権を侵害するおそれのないものとします。

7 応募方法

応募用紙に、応募者の氏名（ふりがな）、住所、電話番号、愛称（ふりがな）、愛称の由来・理由を記入の上、次の方法で提出してください。

応募用紙は、つくばみらい市役所建設課窓口（谷和原庁舎1階）に備え付けてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

(1) 提出方法

持参、郵送、または電子メール

不正な目的での応募を防止するため、提出時に本人確認ができる書類の提示をお願いします。郵送または電子メールで提出の場合は、写しを添付してください。

【本人確認書類の例】

個人：マイナンバーカード、運転免許証、学生証など

企業：登記事項証明書、印鑑登録証明書など

(2) 提出期間

令和8年4月1日（水）から12月31日（木）まで（郵送の場合は当日消印有効）

(3) 提出先

〒300-2492 つくばみらい市加藤237番地

つくばみらい市役所 都市建設部建設課工務係（谷和原庁舎1階）

電話：0297-58-2111（内線5203）

E-mail:kensetu01@city.tsukubamirai.lg.jp

8 愛称の決定及び通知方法

応募された愛称は、提出された書類に基づき審査した後に市長が決定します。決定した愛称は、応募者に文書で通知します。

愛称の審査は、都市建設部長が議長を務め、市長公室長、総務部長、秘書広報課長、総務課長、財政課長及び建設課長の7名で実施します。

9 命名権料の納付方法

愛称の決定通知書に同封してある納入用紙でお支払いください。

10 愛称の継続使用

命名者は、愛称の使用期間終了後、継続して愛称を使用したい場合は、令和10年9月29日（金）までに申し出ること、優先的に愛称を付けることができます。

命名権料や愛称の変更については、申し出があった後、協議により決定します。

11 個人情報の取扱い

取得した応募者の個人情報は適切に管理し、愛称募集の目的以外には使用しません。

12 留意事項

- (1) 応募の内容について、必要に応じてヒアリングを実施することがあります。
- (2) 軽微な変更を除き、応募された内容を変更することはできません。
- (3) 1つの橋梁に応募者が複数いる場合は、先着順とさせていただきます。
- (4) 応募にあたっての費用は、応募者の負担となります。

13 問い合わせ先

〒300-2492 つくばみらい市加藤237番地

つくばみらい市役所 都市建設部建設課工務係（谷和原庁舎1階）

電話：0297-58-2111（内線5203）

FAX：0297-52-6024

E-mail:kensetu01@city.tsukubamirai.lg.jp

※1：つくばみらい市ネーミングライツ事業実施要綱（平成30年1月29日つくばみらい市告示第9号）第4条各号に該当する者は応募の対象外とします。

募集対象の橋一覧

橋長5m～10m・・・21橋

募集番号	愛称を募集する橋梁	路線名	所在地	橋長	全幅員	交差物件	命名権料
1	13459-1号橋	市道13459号線	板橋370番2地先	8.2	7.2	蛇沼落排水路	15,000円
2	13460-1号橋	市道13460号線	板橋341番2地先	8.3	7.2	蛇沼落排水路	15,000円
3	14208-1号橋	市道14208号線	山谷1026番地先	5.3	5.3	山谷落排水路	15,000円
4	14204-1号橋	市道14204号線	谷井田2287番地先	5.5	5.3	山谷落排水路	15,000円
5	15155-1号橋	市道15155号線	山王新田1311番地先	9.1	5.8	山谷落排水路	15,000円
6	15147-1号橋	市道15147号線	山王新田1385番地先	8.4	5.8	山谷落排水路	15,000円
7	14238-2号橋	市道14238号線	下平柳1285番地先	7.3	4.3	山谷落排水路	15,000円
8	22010-1号橋	市道22010号線	押砂89番1地先	6.5	2.4	川通用水路	15,000円
9	22062-1号橋	市道22062号線	樫木755番地先	5.5	3.6	川通用水路	15,000円
10	22064-1号橋	市道22064号線	北袋268番2地先	5.5	3.6	川通用水路	15,000円
11	22068-1号橋	市道22068号線	十和1312番地先	5.5	4.1	川通用水路	15,000円
12	23002-1号橋	市道23002号線	十和1343番地先	5.3	2.4	川通用水路	15,000円
13	22137-2号橋	市道22137号線	川崎2136番地先	5.4	5.6	川通用水路	15,000円
14	23166-1号橋	市道23166号線	古川1516番1地先	7.0	5.2	新鐘打落排水路	15,000円
15	23051-1号橋	市道23051号線	川崎1340番1地先	5.0	7.6	川通用水路	15,000円
16	24171-1号橋	市道24171号線	杉下701番1地先	5.4	4.8	用水路	15,000円
17	24446-1号橋	市道24446号線	平沼447番地先	5.4	5.8	用水路	15,000円
18	23013-1号橋	市道23013号線	川崎2115番地先	5.0	5.6	川通用水路	15,000円
19	23015-1号橋	市道23015号線	川崎2073番1地先	5.0	5.6	川通用水路	15,000円
20	24440-1号橋	市道24440号線	筒戸3716番地先	5.4	4.6	用水路	15,000円
21	24449-1号橋	市道24449号線	平沼469番地先	6.4	4.6	用水路	15,000円

橋長10mから30mの橋梁・・・2橋

NO	橋梁名	路線名	所在地	橋長	全幅員	交差物件	命名権料
22	23080-1号橋	市道23080号線	川崎1857番地先	10.5	3.0	用水路	30,000円
23	25030-1号橋	市道25030号線	西楯戸936番地先	11.1	9.2	調整池	30,000円

